

## 第9回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成19年11月22日(木) 午後2時～午後3時35分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

### 3 出席者

#### ○ 委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼迫 明夫 (弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授 (憲法・環境法))

委 員 坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業共同組合 理事長)

〃 西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

〃 花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)

〃 森田 昭信 (大阪市地域振興会 会長)

#### ○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

### 4 会議録

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから第9回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところ、欠席の連絡をいただいておりますのは、西岡委員でございます。本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は6名のご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日の傍聴者は5名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、合わせて

ご報告いたします。

お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくをお願いいたします。

(鬼追委員長)

本日の委員会の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今日は、世界日報さん、朝日放送さん、それに韓国のKBSテレビさんが取材に入っておられます。いずれも写真、ビデオの撮影等を望んでおられますので、許可したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、どうぞ。

議事に入りたいと存じます。まず、議題に入ります前に、事務局から、前回からこれまでの活動状況などについてご報告があります。ご説明をお願い申し上げます。

(事業部業務企画担当課長)

(「第9回大阪市路上喫煙対策委員会資料」・「第9回大阪市路上喫煙対策委員会参考資料」説明)

(鬼追委員長)

それでは、皆様から、以上のご報告、ご説明について、ご質問、ご感想、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(坂口委員)

重点地域でございますが、名称がどうもかたいということもございまして、別紙にありますよう

に、例えば「マナーを守るまち〇〇地区」とか「マナーを守る〇〇商店会」としていただいて、たばこだけじゃなくて、例えば商店街で皆さんの迷惑になっているのはポイ捨てのガム、空き缶、自転車に乗っての通行ということで、このようなことも書いていただいて、重点地域を挙げていただければいいのではないかと思います。

また、大阪市のアダプトの美化活動団体がございますが、市民団体、振興町会、地元企業、業種の組合、商店会、学校、いろいろとございますが、ガム、空き缶、自転車等の掲示をしていただければありがたいと思います。

(鬼追委員長)

今のお話は、また後の議論のほうで活かしていただくことにいたしまして、先ほどの事務局からのご報告とかご説明について、何かご発言ございませんでしょうか。

(松本委員長代理)

資料の5ページ、6ページ、指導員の巡回結果の表ですが、10月1日の過料処分数が65ということで、この日が非常に多いのは初日なので理解できるのですが、その後、いきなり数が落ちまして、その後は特に大きく増えたり大きく減ったりということのないまま11月15日まで推移しているように見えます。その理由、原因がどういうところにあるのか。これについて、大阪市で何か分析されているようであれば、教えていただきたいと思います。

特別な変化がないのは、まだ十分な効果を上げていないと考えているのか。そうではなくて、例えば巡視員の摘発の技術が上がっているとか、その他何らかの理由があるのかどうか。今のところわかっていることがあればお教えいただければと思います。

(事業部業務企画担当課長)

実際に巡視員が巡回した上で、路上喫煙をされている方は非常に減っているという声はよく聞いております。路上喫煙率が0.6になってから、その後、横ばいなのかは、もう一度客観的な調査をしてみませんかという判断できません。

ただ、過料処分数につきましては、実際に過料処分した件数でございますので、これがそのまま実際に路上喫煙をされている方の人数と連動するということではなくて、松本先生がおっしゃいましたように、当初はただエリアを巡視して回ったということですがけれども、難波が多いとか、梅田

の駅前ビルの前が多いとか、本町とか淀屋橋のエリアでは非常に効果が上がっていると聞いておりまして、均等に回っていたものを、めりはりをつけまして、喫煙者が多いところを割と重点的に回るようになった。

それから、必ずしもここに入らないですけど、難波など、朝の通勤時間帯に、南海電車の出入口とか地下鉄の上がり口なんか集中してまいりまして、過料徴収が目的ではございませんので、そのエリアに入る前にたばこに火をつけた方につきましては、啓発活動を行ってやめていただくということも日を決めてやったりしております、だんだん指導のノウハウ、エリアごとの特徴がつかめてまいりましたので、過料処分件数がそんなに減っていないのは、そのへんが大きいのかなと考えております。

(西田委員)

今日、ご説明いただいた調査結果を見て、非常に大きな成果が上がっていると思うわけですが、一方で、資料6ページの累計を見ておりますと、指導無視が10月から11月の中旬までの累計で64件ございます。10月は1カ月で34件、11月は半月間で30件ということで、データ的にはむしろ指導無視が増える傾向にあるわけですが、何か原因があるのでしょうか。それとも、非常にきちっと対応されるようになって、結果として数字が上がってきているのか。そのへん、特に推測される要因とかがあれば教えていただきたいと思えます。

(事業部業務企画担当課長)

指導無視の件数そのものは、先ほど申しましたように効果的に指導員が回るようになりましたので、違反者にぶち当たることも多いですから、その中で指導無視の方もいますけれども、指導員の声を聞きますと、10月に入ったころに、知らずに喫煙した方がだんだん減ってまいりまして、素直に理解していただけない方々が残ってきている部分もあるのかなと感じているところです。

(鬼追委員長)

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

(花嶋委員)

具体的に、指導無視というのはどういうことでしょうか。走って逃げるとか。

(事業部業務企画担当課長)

自転車に乗っておられる方が比較的多いのですが、そのまま走って逃げるとか、信号がちょうど変わったり、変わってなくても、反対側に走っていくとか、自転車を投げつけて、ひるんだ時にさっと逃げるとか、いろいろなパターンがございます。「どうしてもお金がない」と言われることもございます。それは、納付書をお渡ししたりもするのですが。ある程度は指導員も追いかけてくれますけれども、それも限度がございますので。

(鬼追委員長)

わずか一月半の資料でございますので、これから意味のあるところをたくさん探し出すのはなかなか困難かと思えます。この委員会もすぐなくなるわけではございませんので、三月、半年、1年という状況を見て、またいろいろとご提言申し上げるところはご提言していかなければいかんと思えます。巡視員の方から、場合によったら現場のなまの声などをこの委員会でお聞きするようなことも、これから先、視野に入れて、我々としては十分関心を持ってこの推移を注目していきたいと思えます。

本日は、ご承知のように重点啓発推進地区に関するご議論が目玉でございますので、この問題について、また後でご質問なりご感想、ご意見を頂戴することももちろん結構でございますが、とりあえず議論を重点啓発推進地区に移したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、重点啓発推進地区の指定について、事務局からご説明をうかがいたいと思えます。

(事業部業務企画担当課長)

ご説明させていただきますが、同じ内容の資料を2種類、お手元に用意させていただいております。1つは報告書の骨子(案)、もう1つは報告書の本文(案)です。事前に委員の皆様にお送りさせていただいておりますけれども、詳しく報告書をお読みいただいているのであれば、骨子でご説明させていただきますし、もう一度本文でということがよろしければ、そうさせていただきますけど、いかがさせていただきますでしょうか。

(鬼追委員長)

どちらにさせていただきますでしょうか。皆さん方、十分お読みのことと思っておりますが、改めて報告書(案)について、お読みいただきながら、もう一度反芻していただいて、ご議論の参考にして

いただきましようか。そのほうがよろしゅうございますか。

それでは、報告書の最終答申（案）について、ご説明をお願いいたします。

（事業部業務企画担当課長）

それでは、これを読ませていただきます。

（「審議結果報告書（最終答申）（案）」読み上げ）

（「『重点啓発推進地区（あるいは変更後の名称）』の認定（申込—承諾）にかかる手続の概要（例）」説明）

（鬼追委員長）

ご承知のように、この案につきましては、これまでのご議論をまとめ、案のたたき台をつくるについて、正副委員長の考え方もお示しした上でつくっていただいたものでございます。これはまだたたき台ですので、いろいろなご意見、ご異論等があるかも知りません。ご自由にご発言いただきたいと思ひます。

ご議論の呼び水的なものですけれども、3ページの3行目、言葉遣いだけのことですが、「市民や事業者の広い幅をもった自主的活動が不可欠である」と書いていただきたいですね。「必要である」というだけではなくて。それぐらいの意義はあるだろうと思ひます。単に「必要である」にはとどまらない、不可欠なんだと私は思ひます。

もう1つ感じましたのは、重点啓発推進地区の「承諾」という言葉を使っておられますが、「承諾」なのか「認定」なのか、いろいろ言葉があろうかと思ひます。どれが一番ふさわしいのか。特に行政が主導的だという印象をできるだけ避けるためにどういふ言葉がいいのかは、かなり神経を使ったほうがよろしいかと思ひわけであります。

それから、これは、ある意味では推進活動を担っていく団体の認定でもあるわけですね。特に別紙の要領なんかを拝見しておりますと、団体についてどうかという審査がされるわけでありますから、地域だけを審査するのではなく、その活動を担う団体。しかも、応募は団体に限るといふことが考えられる。個人ですと、例えば売名行為に利用されることがあり得るわけですので、私の個人的な意見としてはいかがかと思ひております。

そのところを明確に認識した上で、もう少し本文にそれを織り込まなければいけないのかなあ

と。つまり、地域の認定であると同時に、活動を担う団体、どういう団体だったらやっていただきたいと認定するのか。おそらく市が公的なお金をそこに使うこともあるので、そのへんはある程度触れざるを得ないのかなと私は思っております。そのところ、最小必要限度の規制、介入にとどめるべきだと思いますが、そんな考え方でよろしいかどうかというあたりも、皆さん方にご議論をいただきたいと思います。

委員長があまり先走るといけません、皆様方のご議論を引き出させていただき意味でちょっと発言をさせていただきました。

(森田委員)

名称についてですが、これは私の個人的な意見になるかもしれませんが、大阪府で統一した名称にさせていただいたほうがいいのかどうかと思うわけでございます。

それと、重点啓発推進地区のいろいろな問題について、今、事務局から説明をいただきました。よくこれだけ考えはったなと思って感心しておりますが、申込をするのにちょっとかたいのではないかと。もうちょっと緩やかにやっていただくのがいいのではないかと思います。できないならできないでよろしいですけど、本当に難しいことが書いてありますので、その点もひとつ考慮していただきたいなと思っております。

(西田委員)

5ページですが、推進地区のエリアについての考え方で、「私有地も含む『面』も含めて認定することも有効である」という記述がございます。このとおりだと思うのですが、私有地も含むとした場合、「所有者の同意を得た上で」というような文言が必要ではないかなと思います。

もう1点は、今、森田委員からもご指摘がございましたが、実際に団体を認定するに当たって、先ほどのご説明では、調査をされるだけでも随分の労力がかかると思いますし、ここに①からずっと書いてございますけれども、これだけの条件を満たす団体は極めて限られるか、皆無に近いのではないかと思います。むしろここは自主性を尊重するということに重点を置いて、もう少し要件を緩和されてはいいかなと思います。

(坂口委員)

先ほど先走ってお話ししましたが、このアダプトのまち美化パートナー制度の活動団体は、お聞

きしますと、平成12年10月に発足しまして、16年10月の2回にわたって、現時点において93団体がございます。だから、この団体から公募していただいて、審査の上、そこを重点地域にされてはどうかと思っております。

(松本委員長代理)

地区の認定手続のことですけれども、地区の認定というのは、根拠となっています条例の3条や4条を見ますと、行政処分として行われるわけではなくて、行政と民間団体が協定を結ぶというイメージだと思います。もし行政処分だったら、団体からの申請があって、その申請を受けて、行政の側が一定の要件を満たすかどうかのチェックをかけた上で地区指定をするという手続になると思いますが、これは「申請－指定」という行政処分ではなくて、一種の協定あるいは契約でありますので、まず団体の側が申込を行って、その申込に対して行政の側が承諾するという話になるのではないのでしょうか。

大阪市の側が申し込まれた団体の適性をチェックする場合、一定の要件を満たすかどうかの判断をするのではなくて、申し込まれた団体が大阪市と協働してやっていくのにふさわしい団体かどうかを見極める、そういう作業にすぎないわけであります。ですので、「要件」の該当性判断ではなくて「考慮要素」の斟酌だと考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

確かに、一見すると、調査したり審査したり検討したりする事項について、一定の要件が立てられているかのごとくで、このすべての要件をクリアしないと活動団体として認定されないかのように見えないこともないですが、これは「要件」ではなくて「考慮要素」であると見なすべきで、すべての要件を満たさないと認定されないというものではないと理解すべきではないかと考えております。

(鬼追委員長)

当局のほうでは、重点啓発推進地区について、どれぐらいの予算を考えておられますか。もちろん議会で承認されるかどうかという問題もありますが。

(事業部業務企画担当課長)

予算そのものも、内部でもまだ。

(鬼追委員長)

大体的見通しで結構ですので。

(事業部業務企画担当課長)

全体の路上喫煙対策として、今年は1億を超える予算だったのですが、2年目ですのでかなり下がって行って、数千万の中でどれだけ重点啓発推進地区に割けるか。指導員の関係経費もごさいますし。

(鬼追委員長)

しかし、一応千万単位の金額にはなるだろうと。だから、それだけのお金の投入について、議会あたりからいろいろご質問やご意見があった場合は、きちんと説明ができる程度にしておけばいいわけですね。そういうことですかね。どこのだれかわからん人に例えばグッズを渡したり、そんなことがないように、こういう団体だから渡しましたと。最低限度、そこははっきりとしておかないといけないわけですね。

そうすると、先ほどの松本副委員長の話ですが、「承諾」というのが正しいんですかね。市と市民団体との協定、約束ごと、そういうふうに理解すべきであって、「認定」といった行政行為という印象を与えるのはよくない。「承諾」と言ったほうがふさわしいのかなと思ったりもいたします。

似た制度として建築協定というのがありますね。当該住宅街の全員が参加して建築協定をして、自治体がそれに対して認定をする。それともちょっと違うんですね。要は、別紙でお書きいただいていることについて、できる限り行政主導という匂い、臭みといいましょうか、そういうものを削ぎ落とした形で、官民の協働、対等な立場での協働的な仕事として、ただ、それについてはある程度客観性や公正性を担保しなければいかんといった最低限度の配慮を示す。抽象的に言えば、そういうことでしょうか。そういうことで、これについて、なお工夫をしていくということになりましょうか。そんな考え方でよろしいでしょうかね。

それと、先ほどもちょっと申し上げましたが、地域の指定と同時に、推進活動を担う団体との約束だということを本文で私は意識しています。だから、どういう団体と約束ごとを交わすのかというのが必要になってくるんだということが、本文中で説明があるのかなという感じがいたします。

もう1つ、これは議論の素材を提供させていただく意味で申し上げますが、ここでいくつかニックネームを考えていただいています、**「路上喫煙」**あるいは**「喫煙マナー」**に局限したようなニ

ックネームでいいのか。つまり、ポイ捨て条例とかまち美化活動とある程度連動できるような意味では、例えば「市民マナーのまち道頓堀」とか、路上喫煙から少し範囲を広げる考え方もあるのではないかと個人的には考えております。もっともそれですと、喫煙ということに結びつかないものですから、与えるインパクトがあまり強くないのではないかとといううらみはあると思います。喫煙だけに限局してしまうかどうかですね。

当委員会の使命は、喫煙だけに限局すればいいのでしょうかけれども、この答申の最後にも書かれておりますように、ポイ捨て条例とかまち美化運動とどのように結びつけるのか。それぞれが独立でやっているんだというのではまずいだらうと思います。総合的なものだらうと。そのことを事務局に話しますと、市の部局の関係で多少問題があるかもしれないなあというお話ですが、私はそれは本末転倒だと思うんですね。皆様方のご議論をいただくという意味で申し上げました。

(花嶋委員)

非常に難しい問題で、まだしっかり頭の中がかたまっているわけではないんですが、非常に曖昧だけれども一歩踏み出そうとしている貴重な状況かなと思います。その時に、先ほどの委員長の意見とはちょっと異なるのですが、目的とか目標数値みたいなものをある程度共有する。先ほど副委員長から「協定」という言葉が出ていましたが、例えば朝の時間帯の喫煙者数を、数字はいいかげんですけれども、0.5%にするために市と団体が目的を一緒にしてやっていくというように、何をするかを具体的にして、ですから割と間口を広く団体を受け入れるのもいいのかなと思います。

どこか何か筋を通さないといけないとも思いますし、と言って、間口は広いほうがいいのかと思うので、そうすると一緒にやるための目的とか目標をきっちり決めてしまうのも1つかなと思います。

(鬼追委員長)

名前は易しいようでなかなか難しいわけで、今日、別に決めなければならないことはないですが、この答申書の基本的な内容については、大体皆様方、これでご了承はいただけるでしょうか。文字遣い等は別にいたしまして、基本的にはこれでご了承いただけるでしょうか。

もう1つは、別紙のほうですが、行政主導という感じをできるだけ削ぎ落として、民間が主体的に行っていく、それを行政がパートナーとして協働してやっていくんだというニュアンスをできるだけ強める。ですからお役所の難しい審査を経なければいかんというような印象をできるだけ取り除く工夫をしていただき、市民団体と市との約束ごとなんだということを基本に据えた表現にして

いただく。委員会の意見としては、そういうまとめでよろしいでしょうか。

西田さん、いかがですか。よろしゅうございますか。

森田さん、いかがでございますか。冒頭にご発言がありましたのも、そういうご趣旨であろうかと思いますが。

松本、花嶋両委員もよろしゅうございますか。

そういたしますと、これについては今日の委員会で一応ご了承をいただいて、市長さんがおかわりになりましたけど、市のほうへ上げて、いろいろな準備に入っていただかないといけないだろうと思います。今日で大体まとめたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

過去2回、2本の答申書を出しておりますけれども、最終稿については、また正副委員長にお任せをいただくということで、それも合わせてよろしゅうございましょうか。できあがった分については、またお送りをいたしますので、ご遠慮なくご指摘いただくということにさせていただきたいと思いますが、それもよろしゅうございますか。

それでは、そのようなことで今後進めていきたいと思っておりますので、事務局もご了解をいただきたいと思っております。そういうまとめをまずしておきまして、ご意見がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

これはご報告ですが、京都市はいつからスタートでしたっけ。

(事務局)

11月1日からです。

(鬼追委員長)

条例施行が11月1日から？

(事務局)

いえ、11月1日から禁止地区を指定しています。

(鬼追委員長)

条例施行はもっと前？

(事務局)

はい。6月です。過料徴収は来年2月ごろと聞いています。

(鬼追委員長)

大阪市の実施例を参考にしたいということで、市にもいろいろ問い合わせがあつて、京都新聞から私にも取材がございましたので、この委員会の審議の状況、基本的なスタンスについてお話をしておきました。それが京都新聞に若干紹介をされておりました。今日、コピーか何かありますか。京都市も、大阪市のやり方を参考になさって、これから実施していこうとしておられるようです。

これ、ご参考までに皆さんにお送りさせていただいたらどうですか。

(事業部業務企画担当課長)

後日、お送りさせていただきます。

(鬼追委員長)

これで何市になりましたか。もう10市を超えますかね。

(事業部業務企画担当課長)

10市を遙かに超えます。ただ、実際に過料徴収をしているところは限定されておりますけど。

(花嶋委員)

重点啓発地区の名前の件ですが、見ていると、「喫煙」とか「たばこ」とか「マナーアップ」とかいうキーワードが出てくるような気がしますが、やはり「喫煙」とか「路上」という難しい言葉よりは「たばこ」とか「マナーアップ」のほうがわかりやすい。だれでもわかるようなキーワードが入っていることが、皆さんに親しまれる、理解していただく、認知していただくための基本的な要素ではないかと思えます。

もう1つ、「アカンズきんちゃん」は、これ用ではないんですね。もう少し広範な対象をカバーするのか。それだったら、「たばこアカンズきんゾーン」というような、お子さんからお年寄りまで割と認知されやすい名前を考えてもいいのではないかなと思います。「アカンズきんちゃん」が使えるのなら、「たばこ」と「アカンズきんちゃん」をくっつけて、「たばこアカンズきんちゃんゾーン」というようなのも1つかなと思いました。

(鬼追委員長)

わかりやすいニックネームをつけるというのは、私なんかは往生してるんですが、皆さん方、何か名案がありませんか。

(坂口委員)

最初に申しましたように、路上喫煙を市条例等と連動させまして、ポイ捨て条例等のお話がありましたね。今、花嶋委員さんがおっしゃいましたが、「たばこ」という固有名詞ではなくて、「マナーを守るまち〇〇地区」とか「〇〇商店会」ということで、ガムとか空き缶、あるいは自転車等を含めて「マナーを守るまち〇〇地区(商店会)」としていく。申込をする団体にしても、たばこだけかとなりますので、できるだけ今言います項目も入れていただきたいと思います。

(鬼追委員長)

これは環境局で公募されたんですか。いくつかあがっておりますが。

(事業部業務企画担当課長)

そのリストは、ない知恵を絞って職員が考えたものと、いいのが出ないので、たまたま私どもの知り合いのデザインとかコピーライトを書かれる方が、下の3つを考えました。

それから、私は、もちろん意見を言う立場ではございませんが、情報として聞いたことだけ申し上げますと、すでに路上喫煙対策に取り組みたいということで、前にも固有名詞は出せないけれどもということでお話しさせていただきましたが、そのうち商店街のほうは、花嶋先生が先ほどおっしゃったことに非常に近いのですが、自分のところは路上喫煙の対策に取り組みたいんだと。だから、本当は禁止地区という名前がいいんだ。だけど、禁止地区という名前ではないので、ちゃんとはっきり路上喫煙対策に取り組んでいるとわかる名前、それが通行者、お客さんに訴えられる。そういう名前であり、そういう標示を希望するとおっしゃっておられます。

(松本委員長代理)

指定される地区の名称については、いろいろあり得ると思うわけで、私も名案があるわけではないですけども、名称をつけるのであれば、ある程度絞られた内容のもの、今回の場合だと路上喫煙を防止するという趣旨がはっきりとわかる名称のほうがいいのではないかと考えます。

と申しますのも、先ほど委員の方々がおっしゃっているように、実際に特定の地域が自らのまちの問題を考える場合は、路上喫煙の問題だけではなくて、ポイ捨ての問題とか、その他ごみ対策等々、いろいろな問題に取り組もうとされるだろうと思います。特定のまち、地域が1つの事柄だけに取り組んでいるというのはむしろ不自然で、さまざまな事柄、さまざまな問題に対処しているほうが自然なわけです。が、だからと言って、ここですべての問題を包括するような名称を提示する必要はないのではないのでしょうか。

つまり、あるまちがいろいろな問題に取り組みたいのであれば、それに取り組めばいいだけの話ですし、またそのことを、例えば大阪市等の行政にある程度お墨付きを与えてもらいたいのであれば、それぞれの問題ごとに地区指定をしてもらえばいいのではないかと。ほかの地区指定という制度があるかどうか、私は存じませんが、それは考えればいいだけの話でありまして、重複して複数の地区指定がされていても別段不思議ではないと思います。

それよりも、ここで議論している事柄、内容が焦点としてぼやけてしまうと、結局のところ、達成すべき目的を達成できないという困った結果になってしまうことが危惧されるわけです。やはりここでは路上喫煙の防止という趣旨がわかる名称を統一的な名称として掲げておくほうが望ましいと思う次第です。

(鬼追委員長)

大阪というまちは大変難しいところで、私の本業のことで申しますと、2年先に裁判員制度が実施されますが、裁判員制度は、どんな事件にでも裁判員を置くという意味ではございませんで、いわゆる重罪事件で実施される。大阪地裁の年間の重罪事件の件数は、東京地裁よりはちょっと少ないですけど、それに近い。毎年、そういうことで推移しているわけです。人口、それから財産の集積の度合いは、最近、東京と大阪ではかなりの格差が出てまいりました。したがって、そういった事件も差があつて当然だと思ふのですが、何もこれは大阪市だけではございません。大阪地裁の管轄ですから大阪府下全域であります。そういう実情です。

ですから、大阪府の人口は800万台ではなかったかと記憶していますが、たぶん裁判員になる確率は大阪府民が一番高いかという感じがしております。ちなみに私は奈良に住んでおりますけれども、奈良地裁は大阪地裁の約10分の1、人口はもちろん10分の1以上ありますが、そんな状況で、大阪というまちはなかなか難しいという感じが私の本職のほうでもいたしております。

名称は、皆様方のほうからこれはいいというのがありましたら、事務当局なり私でも結構でござ

いますが、ご一報いただきましたら、できるだけそれを活かしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。特にほかにご意見がございませんでしたら、先ほど、この答申について基本的なご了承を得ましたので、いつも副委員長には大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、私もお手伝いさせていただきますので、答申書の最終的な取りまとめをさせていただいて、改めて皆様方にお送りをさせていただく。このようにさせていただきたいと思います。

以上で本日は閉会いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次回のこともございますので、事務局からお願いします。

(事業部業務企画担当課長)

まず、予定でございますが、調整させていただきまして、皆様のご意見がまとまりましたら、委員長のほうで市長に答申書を上げていただく。来月の10日過ぎぐらいには答申をいただくようなイメージで、それまでに調整をするように進めさせていただければと思っております。

それから、委員会ですけれども、この後、実際に御堂筋等の取り組みが進みますので、そのご報告、それに基づくご意見をいただくのと、今回答申いただきました内容につきまして、年度内で何かできることがないか、実験的な取り組みということもございますので、そのへんも含めまして2、3カ月お時間をいただきまして、年度内に少なくとも1回はお集まりいただき、ご意見をいただいたり、ご報告をさせていただくことになろうかと思っております。また事前の調整をさせていただきます。

(鬼追委員長)

次回の委員会は、大体2月ごろですか。

(事業部業務企画担当課長)

そうですね。私どもの議会等の都合もございますので、2月あたりがありがたいと思っております。

(鬼追委員長)

皆様方のご都合をおうかがいするのは、大体1月ごろでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

そうですね。やっぱり年が変わって早々ぐらいに。

(鬼追委員長)

大体そのお心づもりでお願いをしたいと思います。

(2月の予定聞き取り)

(鬼追委員長)

それぞれお忙しいと思いますので、ある程度決めさせていただかざるを得ない場合もあるかと思いますが、その折は、あしからずご了解いただきたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございます。次回もまたよろしく申し上げます。